病院又は診療所における短期入所療養介護(療養機能強化型)の基本施設サービス費に係る届出書

1 事業所名	
2 異動区分	□ 1 新規 □ 2 変更 □ 3 終了
	□ 1 病院療養病床短期入所療養介護(I型(療養機能強化型A))
3 人員配置区分(注1)	□ 2 病院療養病床短期入所療養介護(I型(療養機能強化型B))
	□ 3 病院療養病床短期入所療養介護(II型(療養機能強化型B))
	□ 4 病院療養病床短期入所療養介護(ユニット型(療養機能強化型A))
	□ 5 病院療養病床短期入所療養介護(ユニット型(療養機能強化型B))
	□ 6 診療所短期入所療養介護 (I型 (療養機能強化型A))
	□ 7 診療所短期入所療養介護(I型(療養機能強化型B))
	□ 8 診療所短期入所療養介護(ユニット型(療養機能強化型A))
	□ 9 診療所短期入所療養介護 (ユニット型 (療養機能強化型B))
4 病院又は診療所における	短期入所療養介護(療養機能強化型)に係る届出内容
① 重度者の割合	① 前3月間の入院患者等の総数 人

							_
① 于在** o 刺 A	前3月間の	の入院患者等の総数	人]			
① 重度者の割合	② ①のうち、	、重篤な身体疾患を有する者の数(注2)	人	1			
	_	、身体合併症を有する認知症高齢者の数(注2)	人				
	(A) ② E ③ O ₹	FO .	人		有		#
		る④の割合	%	→ 50%以上			[
	<u> </u>			→ 40%以上			1
				(人員配置区分5のみ)			
	前3月間の	の入院患者等の総数	人				
② 医療処置の実施状況		の喀痰吸引を実施した入院患者等の総数(注3・4)	人				
		の経管栄養を実施した入院患者等の総数(注3・5)	人	1			
		のインスリン注射を実施した入院患者等の総数 6)	人	-			
	(2) (2) (5) (4)		人		有		
	⑥ ①に占める	る⑤の割合	%	→ 50%以上			ı
				→ 30%以上			
				(人員配置区分2, 3) → 20%以上	П		
				→ 20%以上 (人員配置区分5のみ)		•	
	① 前3月間(の入院患者延日数	日				
③ ターミナルケアの		0.5					
③ ターミナルケアの 実施状況	② 前3月間(のターミナルケアの対象者延日数	日		有	٠	
	(2)	のターミデルケアの対象者延日数る②の割合(注7)	日 %	→ 10%以上	有口		
	(2)		%	→ 5%以上			
	(2)		%]			
	(2)		%	→ 5%以上			
	③ ①に占め:	る②の割合(注7)	%	→ 5%以上			
実施状況	③ ①に占め:	る②の割合(注7)	%	→ 5%以上	一口		

- 注1:・人員配置区分1、4、6、8を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における ⑥の割合が50%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が10%以上を満たす必要がある。 ・人員配置区分2、3、5を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が50%以上、「②医療処置の実施状況」における ⑥の割合が30%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が50%以上を満たす必要がある。 ・人員配置区分7、9を選択する場合は、「①重度者の割合」における⑤の割合が40%以上、「②医療処置の実施状況」における ⑥の割合が20%以上及び「③ターミナルケアの実施状況」における③の割合が5%以上を満たす必要がある。
- 注2: ②及び③のいずれにも該当する者については、いずれか一方についてのみ含めること。
- 注3:②、③及び④のうち複数に該当する者については、各々該当する数字の欄の人数に含めること。
- 注4:過去1年間に喀痰吸引が実施されていた者(入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中(入院時を含む。)に喀痰吸引が実施されていた者)であって、口腔衛生管理加算を算定されている者又は平成27年度から令和2年度の口腔衛生管理体制加算の算定要件を満たしている者(平成26年度以前においては、口腔機能維持管理加算又は口腔機能維持管理体制加算を算定されていた者及び平成27年度から令和2年度においては口腔衛生管理加算又は口腔衛生管理体制加算を算定されていた者)を含む。
- 注5:過去1年間に経管栄養が実施されていた者(入院期間が1年以上である入院患者にあっては、当該入院期間中(入院時を含む。)に経管栄養が実施されていた者)であって、経口維持加算を算定しているもの又は管理栄養士が栄養ケア・マネジメントを実施するもの(令和2年度以前においては、経口維持加算又は栄養マネジメント加算を算定されていた者)を含む。
- 注6:自ら実施する者は除く。
- ※ 各要件を満たす場合については、それぞれ根拠となる(要件を満たすことがわかる)書類も提出してください。